

令和 6 年第 22 回

札幌市教育委員会会議録

※非公開に係る議案（議案第 3 号及び議案第 4 号）を除く

令和6年第22回教育委員会会議

1 日 時 令和6年12月16日（月）13時30分～14時45分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	山 根	直 樹
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
委 員	中 野	倫 仁
委 員	朝 倉	由紀子
教育次長	廣 川	雅 之
生涯学習部長	井 上	達 雄
学校支援担当部長	池 田	秀 利
学校教育部長	佐 藤	圭 一
児童生徒担当部長	喜多山	篤
教職員担当部長	菅 野	智 広
教職員課長	原 田	徹
服務・人事制度担当係長	渡 辺	敏 広
中央図書館長	前 田	憲 一
総務課長	千 田	博 史
庶務係長	新 井	達 之
書 記	滝野沢	由希奈

4 傍聴者 3名

5 議 題

議案第1号 札幌市学校施設維持更新基本計画の改定について

議案第2号 札幌市立学校管理規則等の一部改正について

議案第3号 令和7年度札幌市奨学生（予約採用者）の選定について

議案第4号 学校職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○山根教育長 これより、令和6年第22回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と道尻豊委員にお願いいたします。

本日の議案第3号は奨学生の選定に関する事項、議案第4号は人事に係る事項でございます。教育委員会会議規則第14条第1号、第2号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○山根教育長 それでは、議案第3号及び第4号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市学校施設維持更新基本計画の改定について

○山根教育長 それでは、議事に入ります。議案第1号「札幌市学校施設維持更新基本計画の改定について」です。事務局から説明をお願いします。

○学校支援担当部長 学校支援担当部長の池田でございます。それでは、議案第1号の「札幌市学校施設維持更新基本計画」の改定についてご説明いたします。

計画の内容につきましては、9月20日開催の第19回教育委員会会議においてご説明いたしました。朝倉委員の交代もありましたので、まず、概要についてご説明させていただきます。

その後、去る10月29日から11月29日まで実施しておりましたパブリックコメント及びキッズコメントの状況と、学校に出向いて出前講座を行ってまいりましたので、その内容について合わせてご報告させていただきます。

この計画は1970年代から80年代の児童生徒急増期に多く建てられた学校施設の老朽化対策を、計画的に進めることを目的として、当初2016年（平成28年）に策定したものでございます。

策定から8年が経過し、事業費の増加等により学校施設の維持更新に係る財政負担が年々大きくなっている中、長期人口推計等を踏まえ、持続可能な維持更新へ見直しを図るとともに、環境への配慮、暑さ対策の推進など、教育環境に求められる機能向上に向けた対応方針を示すため、今般の改定を行うことといたしました。

それでは、改定の具体的な内容について、ご説明させていただきます。お手元にお配りいたしましたA3資料の概要版をご覧ください。左上の第1章では、今

ご説明したような改定の背景及び、本計画の位置づけ等について記載しております。

中段の、第2章「当初計画における学校施設整備」では、学校施設整備を取り巻く状況と課題について記載しております。右側の棒グラフをご覧ください。1970年代から80年代にかけて多くの学校施設が整備されており、その多くが今後一斉に更新時期を迎えることを示しております。

概要版と合わせてお配りした資料、A4判1枚もので、本書9ページ目をご覧ください。上段では、学校の建替えである改築等にかかる事業費が8年間で29億円から約46億円に上昇していること、下段では札幌市の年少人口が2020年の約22万人から、2060年には約13万人と4割の大幅減少が見込まれていることなどを記載しております。

改築事業費が大幅に増大する中で、一定の期間で集中的に、多くの学校施設を建て替えることは難しいため、改築事業量を平準化する事、また、少子化を背景とした将来的な学校の統合の可能性も見込んだ維持更新手法を進める事が必要となるといった点が主な課題となります。

次に資料右側の中段、第3章「今後の学校施設の維持更新」をご覧ください。ここでは、改築対象校数と平準化の考え方について記載されています。今般の改定では、計画の対象315校から幼稚園や高等学校等の23校を除いた292校のうち2060年度までの間に小規模校化が見込まれない学校を基本として、義務教育学校化や規模適正化の取組に必要な学校施設の観点を踏まえた174校を「改築」対象としました。

これは、学校改築の対象を、より長期の人口動態を踏まえて改築の対象を設定したものでございます。

なお、174校という数字は、あくまで札幌市の推計年少人口の減少割合から機械的に算出したものであり、個別具体の学校の状況を考慮したものではありません。

続いて、お配りしているA3資料の2枚目をご覧ください。長寿命化をはかるリニューアル改修工事の内容をレベルアップすることで、当初計画では80年としていた学校施設の最長使用年数を今回の改定では100年を目指すこととしていることです。

これまでは、校舎を使用しながら改修工事を実施していましたが、これからは仮設校舎を設置し、児童生徒がいない状態で、排水管や電気配管などの改修工事を行うことで、更なる長寿命化を図ります。

以上により、当初計画では改築する学校の数を年4校としていたものを、今回

の改定では年2校とし、長期的に事業費を抑えつつ、持続可能な施設整備が可能としております。

左側の下段から記載の第4章「付帯施設等への対応」では、当初計画でも項目として挙げていた「武道場（格技場）」「プール施設」「給食室」「トイレ」について、現状での施設としての老朽化、今後の整備方針、整備手法等について説明している他、今回の改定で新たな項目として「グラウンド」「バスケットゴール」「LED照明器具」「バリアフリー化」「冷房設備」の項目を追加しております。

付帯施設等に係わる主なポイントをご説明いたします。

右側の上から3行目にある「3 プール施設」では、老朽化や校舎改築工事の影響で学校プールの解体などが必要となる学校は、原則、学校以外の施設を利用したプール授業に移行し、学校プールは解体するという方針を記載しております。

下に行きまして「7 LED照明器具」では、PCB含有の可能性がある照明器具から先行し、2030年度までには全ての幼稚園、学校の校舎と屋内運動場をLED化します。

「9 冷房設備」では、全ての幼稚園・学校の普通教室、特別支援学習室、職員室、通級指導教室などに、2027年度までに冷房設備を整備することなどを説明しております。

そのほか、概要版には記載しておりませんが、本書巻末に別添資料としてパブリックコメント・キッズコメントや出前講座の概要を記載しております。

計画の説明は以上でございます。

次に、パブリックコメント及びキッズコメントの実施状況についてご報告させていただきます。お手元の参考資料1「パブリックコメント意見集」の1ページをご覧ください。1の実施概要についてですが、意見の募集期間は、令和6年10月29日から令和6年11月29日で行いました。ご意見につきましては、郵送、電子メール、web回答フォームなどで募集いたしました。ご提出いただいた意見数は、25名から47件ございました。いただいたご意見の概要と、それに対する教育委員会の考え方は、2ページ以降に整理しております。

主な意見といたしましては、給食室のセンター化へのご意見や、学校のプール解体に伴う水泳授業の他施設利用についてのご意見などがございました。それぞれに対して、教育委員会としての取組の説明や今後の取組として検討していくことなどを回答しております。

次に、参考資料2「キッズコメント意見集」の1ページをご覧ください。表にまとめましたとおり、355名から601件のご意見をいただきました。主なご意見

としましては、エアコンの早期整備についての要望や、トイレの洋式化、各階への移動のしやすさを考えたエレベーターの要望などがございました。これらは、教育委員会が進める政策と一致するものでございます。時間の関係で全てを紹介することはできませんが、たくさんのご意見を頂きました。

続いて、出前講座の実施状況について、ご説明いたします。資料2 計画本書の最終ページをご覧ください。

今回の計画の内容について説明し、直接意見を聞く機会として、小学校は西野第二小、6年生3クラス及び中学校は新川中、美香保中、2年生3クラスへ訪問し、出前講座を実施いたしました。

子どもたちの意見は、キッズコメントでいただいた意見と概ね同様の内容でしたが、限られた予算の中で持続可能な学校施設整備を進めるため、現在の学校数から減らすのはやむを得ないという意見も多く聞かれました。これら、皆様からいただいた意見については、今後の学校施設整備の参考とさせていただきたいと考えております。

なお、今回のパブリックコメントなどを実施したことによる本書及び概要版の内容変更はございません。

本日、議決をいただくことができましたら、これらを市のホームページ上に公表する予定です。私からのご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山根教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○朝倉委員 いくつか質問をさせていただきます。まず1つ目が、先ほどの概要版の第三章のところで、小規模化が見込まれない学校を基本としてということで174校を対象にされたと思うのですが、これは途中で、例えば学校が小規模化すると思っていたけれど人数が増えてきたとか、そういう変化によって学校の入れ替えや追加ができるのでしょうか。また、同じく第三章ではあるのですが、2ページ目裏面の(2)リニューアル改修について、仮設校舎を使用して実施となっています。この工事自体にどのくらいの期間がかかって、子ども達がどのくらいの期間仮設校舎で勉強することになるのでしょうか。最後の質問になりますけれども、パブリックコメントをつけていただきありがとうございます。パブリックコメントが47件、キッズコメントが601件ということで、355人の子ども達からコメントをいただけたことがすごく良かったなと思うのですが、こん

なに子ども達から意見が集まった理由がありましたら教えていただきたいのと、最後は意見になりますけれども、コメントを頂いた方達や、出前講座をされた学校などに、ホームページに載っていますということでお知らせいただけたらと思います。以上です。

○学校支援担当部長 ありがとうございます。質問3点とご要望をいただきました。まず1点目の学校の選定と今後の入れ替えについてですが、今回、計画では推計した上で、174校を改築対象とお示しさせていただきましたけれども、先ほどご説明したとおり、どこの学校を改築するかを決めているわけではありませんので、まずは古い学校から対象にしていくのと、その周辺校も含めて、全校の児童生徒数の推計というのは、毎年当部の方で行っておりますが、その状況や適正配置の取組の状況なども踏まえながら、毎年度どこの学校を対象とするかということは見直ししながらやっていきます。今後、子どもがもし減らなければ、この174校というのはもう少し多い数で推移していくということもありますし、もしくは小規模の学校が増えてきた場合には、それに伴って適正化の取組をさらに進めていくということもございますから、その時々で適切に事業校を選定してまいりたいと考えております。

それから2点目のリニューアル改修の仮設校舎の期間なのですけれども、基本的にリニューアル改修工事はだいたい3年間で予定しておりますので、仮設校舎を先に建てて、子ども達を移動させた後に内部の改修を行い、改修が終わったら再度子ども達を移動させ、仮設校舎を撤去するという流れになります。それらを含めてだいたい3年間で予定しております。その間、グラウンドが仮設校舎でいっぱいになってしまい運動スペースを確保できないということも想定されますので、周辺で確保できるかどうかも含めて学校側とよく打ち合わせをしながら、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

それからパブコメの件なのですが、一般の方よりも子ども達の意見をたくさん頂戴しております。どの計画案であっても、だいたいこのくらいの反応なのですが、子どもの場合は、教育委員会の方から特に学校の方をお願いを出して、クラスによってはしっかりと授業の中で紹介し回答いただいているというのがあって、それで数倍に上っています。ですので、1つの学校で1つのクラスで、熱心にやられているところは、そこから多く頂戴しているということもございますし、意見内容もクラスで話し合うので、トイレだったらトイレと、偏ったご意見をいただくという特徴はございますけれども、いずれにしても学校の中でよく話し合った結果だと考えております。頂戴したご要望で、各学校にというお話

も、こちらの方から各学校には、パブコメの結果ということでお返ししたいと考えております。

○朝倉委員 わかりました。ありがとうございます。

○山根教育長 他、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

○石井委員 基本計画案に関しての質問や意見ではないのですが、キッズコメントの部分でぜひ検討していただきたいなと思う部分がありましたので、述べさせていただきます。キッズコメント意見集5ページの一番上、女子トイレに生理用品を置いてほしいという意見がありまして、女性としては見逃すことはできないなと思いました。ぜひ、女の子たちが安心して学校生活を送れるように、検討をしていていただきたいなと思っております。最近では、生理用品が買えない、生理の貧困問題も言われておりまして、内閣府での取組や札幌市内でも一部の学校で、PTAのお母さんたちが主体となって、女子トイレに生理用品を設置する取組をしている学校もあると聞いております。学校によっては、女子トイレの個室にサニタリーボックスがまだ設置されていないところもあるということで、保護者として非常に問題であると思っております。今回実際に子どもから意見が出ているところを踏まえまして、ぜひ、札幌市内の女の子たちが安心して学校生活を送れるように、生理用品の充実を学校でお願いしたいと思っております。以上です。

○学校支援担当部長 ありがとうございます。生理用品の件ですが、私どもとしても必要性としては理解しておりまして、これまで予算の関係でなかなか進まないというところがございましたが、今年の春に各学校に生理用品の設置状況について調査をさせていただきまして、その上で今後、生理の貧困という問題もございますけれども、基本的には、衛生用品の一環として前向きに検討させていただきたいと考えているところでございます。

○石井委員 ぜひお願いしたいと思います。やはり女性にとっては、トイレットペーパーと同じぐらい必要なものですし、最近は初潮の低年齢化ということもありまして、小学校における充実も必要かと思っておりますので、ぜひ検討して進めていていただきたいと思います。

○山根教育長 現状の生理用品の対応がどうなっているかということ説明をお願いします。

○学校支援担当部長 これまで、PTAの方たちからの寄付や寄贈を通じて、中学校を中心に十数校に導入されていたのですが、今後については、先ほどお話したとおり衛生用品として全校整備ができるかどうかということについて検討を進めておりまして、学校の方とも調整を図っているところでございます。今年度中、もしくは来年度ぐらいに、どのような形でできるかということについて、具体的に取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○学校教育部長 補足させていただきます。学校教育部長の佐藤です。主に小学校、中学校等で、養護教諭が保健室に生理用品を備えておいて、必要な場合や急に困ったお子さんがいた場合に、養護教諭に相談しながら受け取って、保護者の方とも連携しながらお子さんをサポートしていきたくところがありますが、今、池田部長からもありましたように、もう少しトイレトペーパーと同じような扱いができないのかということについて、予算の兼ね合いも含めて、関係者で検討してまいりたいと思います。

○山根教育長 ありがとうございます。 他にございますでしょうか。

○山根教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは議案第1号につきましては、提案どおり決定されました。

◎議案第2号 札幌市立学校管理規則の一部改正について

○山根教育長 続きまして、議案第2号「札幌市立学校管理規則の一部改正について」でございます。事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 学校教育部長の佐藤でございます。議案第2号「札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案、札幌市立幼稚園園則の一部を改正する規則案及び札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案」について、御説明いたします。お手元の資料中、インデックスに「別紙」と書かれたA3版資料の上

段を御覧ください。

本案は、札幌市学校管理規則第36条(6)、札幌市立幼稚園園則第4条(6)及び札幌市立特別支援学校学則第5条(6)で定めている春季休業日の期間を2日間延長すること、現行の学校管理規則第36条の規定のうち、札幌市立高等学校学則、札幌市立中等教育学校学則、特別支援学校学則第5条及び幼稚園園則の規定と重複する内容を規定する部分が不要であることから、これを削除する規定整備を行うことについて、御審議を御願います。

具体的には、現在、小中学校及び特別支援学校においては、春季休業日を3月26日から4月5日まで、幼稚園については、3月26日から4月6日までとしておりますが、この期間における、4月当初の学校の新年度準備に係る稼業日が、その年の暦により3～5日間と変動しており、特に3日間の時には、限られた時間の中で慌ただしく新年度の準備に当たる状況にありました。そこで、それぞれの規則を改正して、春季休業日を2日間延長し、小中学校及び特別支援学校においては、春季休業日を3月26日から4月7日まで、幼稚園については、3月26日から4月8日までとすることで、暦にかかわらず、4月当初に毎年度5日間の稼業日を確保するものでございます。

次に、資料中段の「改正の理由等」を御覧ください。このたびの規則改正の理由等について説明させていただきます。春季休業期間のうち4月1日から新年度の始業式までの稼業日においては、各園・学校に新たに着任した職員も含めた学校体制で新入生・転入生の受付のほか、学級編成や教材の採択、学校安全計画や年間カリキュラム等の構築など、一年間の学校運営に係る様々な業務を行っております。札幌市立学校管理規則が制定された昭和32年当時と比較しますと、社会環境や家庭環境など、子どもたちを取り巻く環境は複雑化しております。こうした状況も踏まえて、一人一人の子どもが安全・安心に学ぶことができる教育環境を整えるために、入学・進級時におけるきめ細かな引継や、支援や配慮を要する子どもに係る情報の共有を図るなど、子どもへの理解を深めるための取組に十分な時間を確保する必要があります。

また、いじめや不登校などの未然防止や早期発見のために、積極的な生徒指導を行うための体制づくりを進めることや、学校安全や個人情報の適正な取扱いなどの危機管理対策について、全職員の共通理解を図るための校内研修を行うことや、1人1台端末等のデジタル機器の整備に係る業務時間の確保も必要です。

なお、春季休業期間を2日間延長すると、年間の総授業日数が2日減ることになりますが、直近3か年の年間の総授業日数をみますと、札幌市は全国の平均値

と比較して小中学校ともに2日前後上回っていることから、年間授業時数については、学校教育法施行規則に定められた標準授業時数を上回る時間を確保できる状況です。

今後も必要な授業時数の確保を念頭に置きながら、一人一人の子どもの学びを支える教育環境の整備や、指導体制の構築など、1年間の教育活動の土台づくりを、年度当初に着実に行うことができる時間を確保することが必要であると考え、札幌市立学校管理規則等の一部改正に係る議案を提出した次第です。

この改正により、来年度の4月がどのようなようになるか御説明します。資料下段の「改正後のイメージ」を御覧ください。来年度（令和7年度）を例にあげますと表の一番下にあるGパターンであり、春季休業期間は4月7日までとなり、幼稚園以外は4月8日が始業式となります。入学式については、小学校と高校が8日、中学校は9日となる見込ですが、式の時程については、これまで通り、校種間で連携を図りながら、各学校で定めることとなります。

最後に規則改正に係る今後のスケジュールについてですが、本会議で決議後、12月中に学校、保護者へ周知する予定となっており、規則改正の公布日からの施行となります。

本議案に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○山根教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○石井委員 今回の改正に関しての質問ではないのですが、他の政令指定都市や札幌と同程度の都市の春季休業期間について状況を教えていただければと思います。

○学校教育部長 政令指定都市の学校管理規則を定める春季休業期間の設定状況を確認してみましたところ、4月1日以降の春季休業期間について、これまで札幌市と同様に5日までとしているところもございましたけれども、6日までとしているところが横浜など、7日までとしているところがさいたまや神戸など、いくつかばらつきはございますが、短く設定しているのは札幌市とあと1市程度ということで、長めに設定する傾向が出てきていると捉えているところでございます。今回札幌市が改正したことによって、他の政令市より春季休業が長いという状況にはないと考えております。なお、最近変更した政令市を例に挙げ

ますと、京都市では令和6年度から中学校の春季休業期間を2日間延長、4月7日までに改めるということにしております、小学校と同様に中学校の休業期間を4月7日までということに今年度改めたということがございます。

○石井委員 最近改めた都市というのは、札幌市と同じような理由でということなのでしょうか。

○学校教育部長 理由まで詳細に把握していないところもあるのですが、札幌市の説明には含んでいませんでしたが、教職員の多忙化の解消などの理由などが入ってくると思います。

○石井委員 分かりました、ありがとうございます。

○中野委員 7日に延長するとなると、必ずその中に土日や祝日が含まれるわけですが、基本的に教員は休日出勤して対応しているということでしょうか。

○学校教育部長 これからの案については、土日はしっかりと休んでいただきたいと考えておりますが、実情を申し上げますと、3日間しかない場合は土日も出てきて準備をせざるを得ない教員も一定程度いたと思いますし、私も出ていました。

○中野委員 今まではやっていたのだけれども、7日に延長した場合はしないことを原則とするという改正と理解してよろしいでしょうか。

○学校教育部長 原則という言い方ではないかもしれませんが、校長先生を通じて、こういった運用については土日をしっかりと休んで、それ以外の時に収められるように計画的に準備を進めてくださいというようなアナウンスをしてまいりたいと思います。

○中野委員 分かりました、ありがとうございます。

○山根教育長 他、いかがでしょうか。

○山根教育長 よろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○山根教育長 それでは、議案第２号については、提案どおり決定されました。

議案第３号から第４号は公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いします。

以下 非公開